

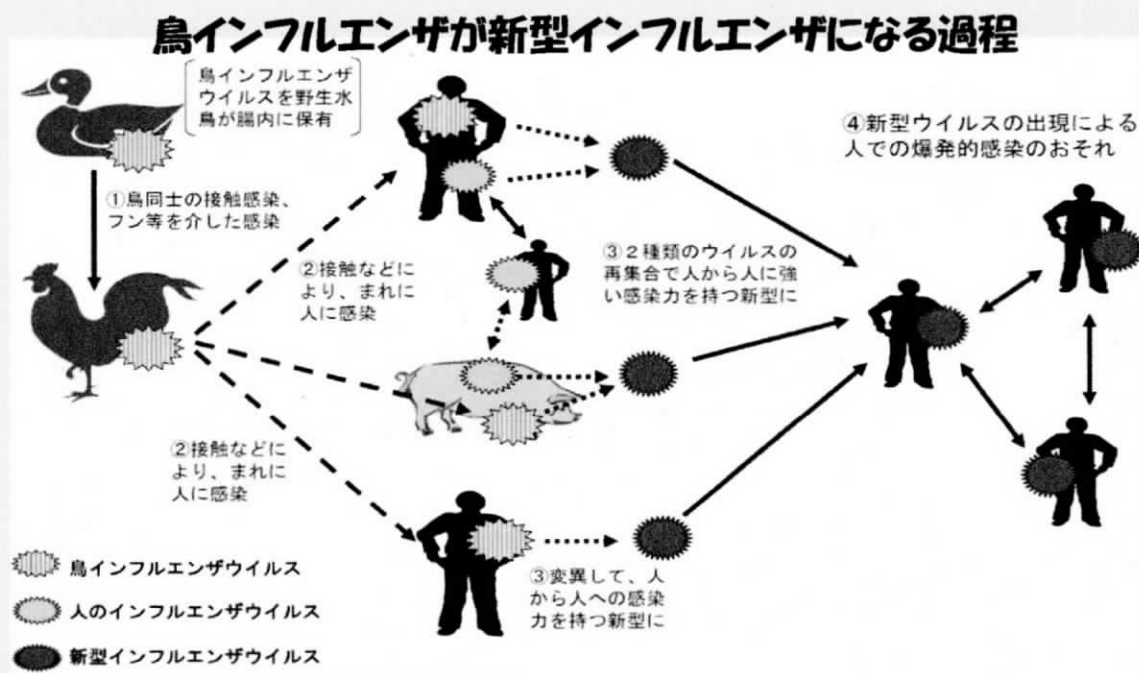
新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立しました

～新型インフルエンザ等の発生に対する危機管理～

● 新型インフルエンザとは…

これまで人の間で流行を起こしたことの無いインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったものです。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。



高病原性鳥インフルエンザ (A/H5N1) → 東南アジア等で発生

2009年に発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) は、我が国においては死亡率が低い水準にとどまりましたが、鳥インフルエンザの中でもアジア、中東、アフリカを中心に散発的に発生しているトリからヒトへ感染する高病原性鳥インフルエンザ (A/H5N1) が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も予想されます。

本法は、このような病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的として作られました。

～ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要 ～

● 事前の準備として

- ・ 国、都道府県、市町村は、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する「行動計画」を作成します。
- ・ 発生時に行政と共に対策を行う公共機関等を指定公共機関として指定します。

● 新型インフルエンザ等が発生したら

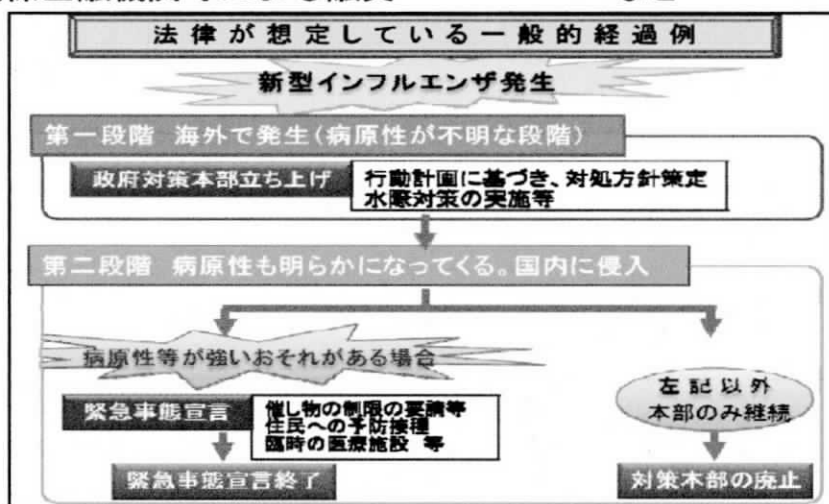
- ・ 国、都道府県において対策本部を設置します（新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置）。
 - ・ 国の対策本部において行動計画に基づき、対処方針を策定します
 - ・ 登録事業者（※）の従業員等に対して特定接種（先行的なワクチン接種）を実施します。
- ※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
- ・ 海外発生時の水際対策を的確に実施します。

● 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行います。

この宣言により、必要に応じ、以下の措置を行います。

- 感染拡大を防止するため、
 - ・ 国民に対する外出自粛要請や学校、催し物等の開催の制限等の要請・指示
 - ・ 住民に対する予防接種の実施
- 医療等の提供体制を確保するため、
 - ・ 臨時の医療施設の設置の特例、臨時の医療施設における医療の提供等
- 国民生活・国民経済の安定のため、
 - ・ 医薬品等の緊急物資の運送の要請・指示
 - ・ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
 - ・ 行政上の申請期限の延長等
 - ・ 政府関係金融機関等による融資 など



※ この法律は、感染力の強い新感染症も対象です。

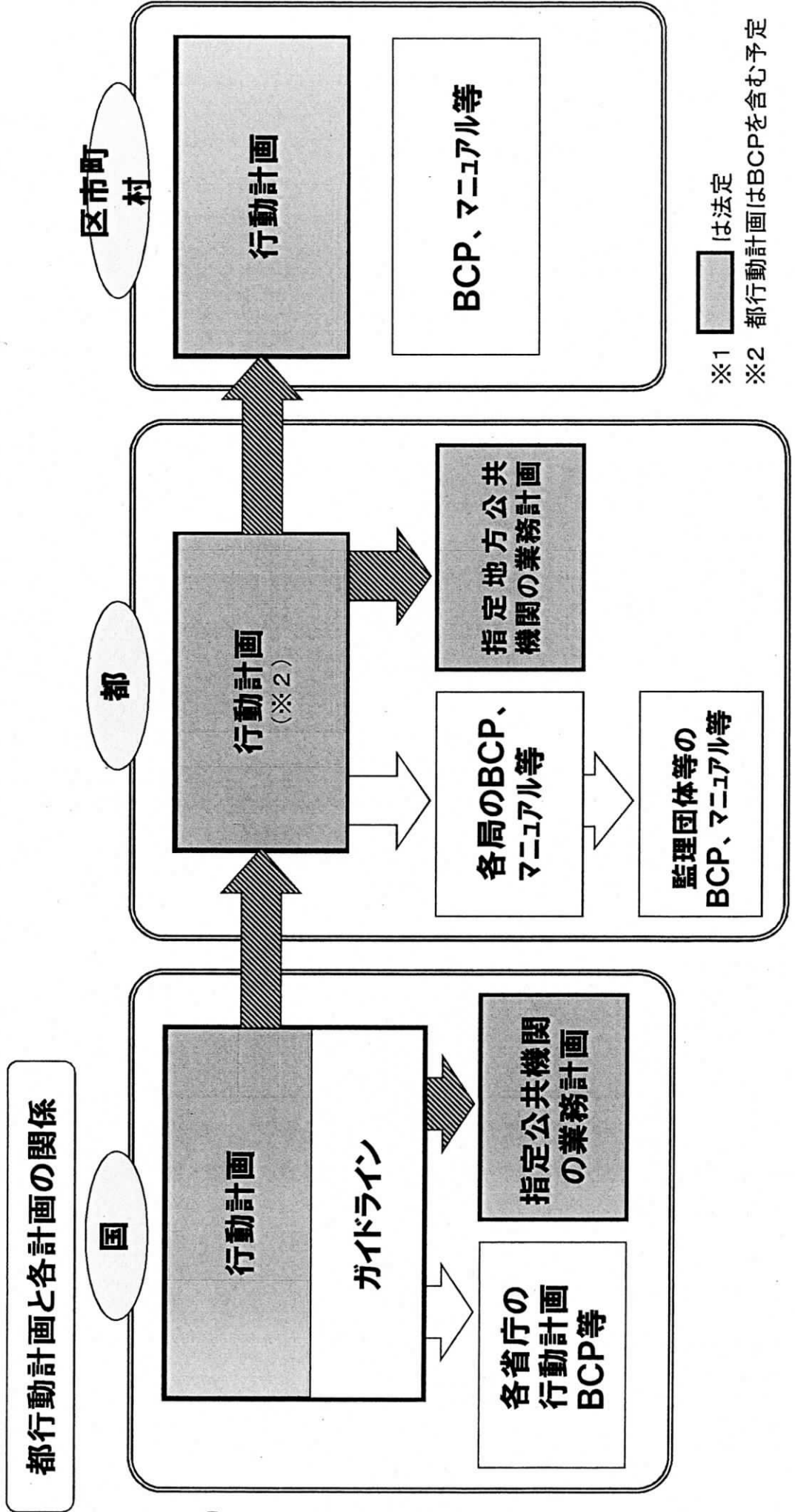
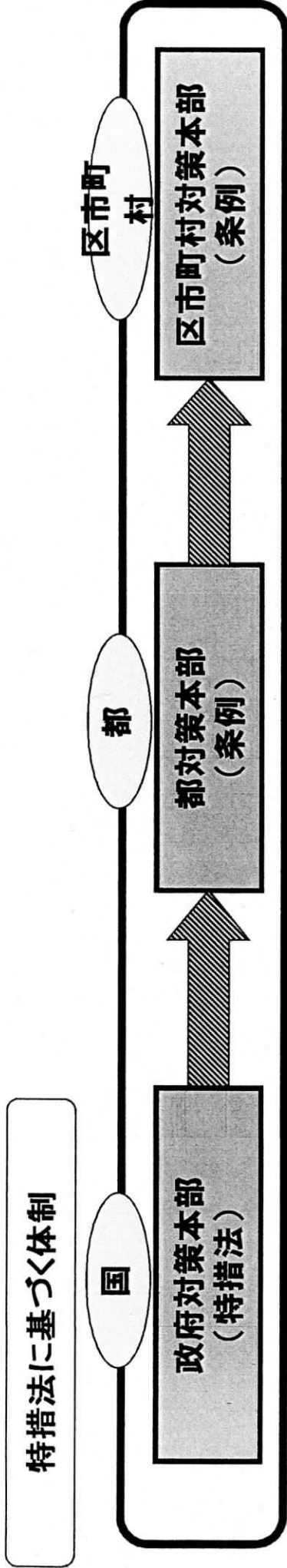
この法律は、公布の日(平成 24 年 5 月 11 日)から 1 年の範囲内で政令で定める日から施行されます。

さらに詳しい情報については、ホームページをご参照下さい

内閣官房ホームページ : <http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

厚生労働省ホームページ : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html

(H24. 5)



(参考2) 市区町村対策本部条例(参考例)

〇〇市区町村新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第三十七条において準用する法第二十六条の規定に基づき、〇〇市区町村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市区町村の職員のうちから、市区町村長が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第三十五条第四項の規定に基づき、国の職員その他市区町村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

新型コロナウイルス等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型コロナウイルス等緊急事態宣言の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- 海外発生時の水際対策の確実な実施
- 現地対策本部の設置（必要に応じて）

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

＜市町村＞

【任意に対策本部設置可】

- ※ 法律に基づく対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型コロナウイルス等緊急事態宣言（国）

＜国＞

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

＜都道府県＞

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
 - 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型コロナウイルス等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型コロナウイルス感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

国及び地方公共団体の行動計画について【法第6～8条】

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	<p>対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>国が実施する措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地对策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等まん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置 <p>登録事業者の従業員等に対する特定接種に関する措置</p>	<p>対策の総合的な推進に関する事項</p> <p>都道府県が実施する措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等まん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの 	<p>対策の総合的な推進に関する事項</p> <p>市町村が実施する措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等まん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	<p>登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項</p>		
	<p>都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項</p>	<p>市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項</p>	
	<p>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</p>	<p>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</p>	<p>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</p>
	<p>地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項</p>	<p>他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p>
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・閣議 ・国会報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について【法第15～26条、34～37条】

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に**対策本部**を設置
- 国及び都道府県は**新型インフルエンザ等**の発生時に**設置**【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は**緊急事態宣言以降に設置**【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長
(国務大臣)

政府対策本部員
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

都道府県対策本部長
(都道府県知事)

都道府県対策副本部長
(本部員から知事が指名)

都道府県対策本部員
(副知事、教育長、警視總監又は警察本部長、(特別区消防長)、知事に任命された都道府県職員)

市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長
(市町村長)

市町村対策副本部長
(本部員から市町村長が指名)

市町村対策本部員
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

今後のスケジュール(予定)

※現時点の予定であり、今後変更がありうる。

